

秋田県公報

目 次

規 則	ページ
○秋田県精神保健福祉センター管理規則の一部を改正する規則(四・障害福祉課)……………	1
○秋田県児童会館管理規則の一部を改正する規則(五・子育て支援課)……………	1
告 示	
○八郎湖に係る湖沼水質保全計画(第一期)の公表(一三・六・八郎湖環境対策室)……………	2
○秋田県営観光レクリエーション施設の利用料金の額の承認(一三七・観光課)……………	2
○土地収用法による事業の認定(一三八・建設管理課)……………	9
○都市計画事業の事業計画の変更の認可(一三九・秋田地域振興局建設部)……………	10
○都市計画事業の事業計画の変更の認可(一四〇・平鹿地域振興局建設部)……………	10
公 告	
○県営土地改良事業計画の決定(雄勝地域振興局農林部)……………	10
教育委員会告示	
○教育委員会会議の開催(七・教育庁総務課)……………	10
人事委員会規則	
○人事委員会規則七五六(調整手当)の一部を改正する規則の一部を改正する規則……………	10
内水面漁場管理委員会指示	
○コイ(マゴイ及びニシキゴイ)の持出し及び移植ならびに放流等に係る指示(一)……………	11
規 則	
秋田県精神保健福祉センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。	

平成二十年三月二十五日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第四号

秋田県精神保健福祉センター管理規則の一部を改正する規則

秋田県精神保健福祉センター管理規則(昭和五十四年秋田県規則第三十二号)の一部を次のように改正する。

第二条の見出しを「(使用時間)」に改め、同条第一項中「利用時間は、午前九時から午後四時」を「使用時間は、午前八時三十分から午後五時十五分」に改め、同条第二項中「の利用時間」を「に定める使用時間」に、「ある。」を「できる。」に改める。

第三条の見出しを「(休業日等)」に改め、同条第一項に次のたし書を加える。

ただし、電話を利用して行う相談に応ずる業務にあつては、同項第一号及び第二号に掲げる日においても行うものとする。

第三条第二項中「前項の」を「前項に定める」に、「ある。」を「できる。」に改める。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

秋田県児童会館管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月二十五日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第五号

秋田県児童会館管理規則の一部を改正する規則

秋田県児童会館管理規則(昭和五十五年秋田県規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「あつて」を「あつて」に改め、同条第二項中「会館の長(以下「館長」という。)」を「知事」に改める。

第三条第二項中「館長」を「知事」に改め、「あらかじめ知事に届け出て」を削り、同条第三項中「館長」を「知事」に、「あつて」を「あつて」に改める。

第四条及び第五条中「館長」を「知事」に改める。

第六条中「館長」を「知事」に、「映画フィルム」を「映画フィルム」に改める。

第七条中「館長が知事の承認を得て」を削り、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定により別に定めるもののほか、指定管理者に管理を行わせる場合の会館の管理に関し必要な事項は、指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。ただし、

当該事項のうち知事が軽微なものと認めるものについては、当該承認を受けることを要しない。

第七条を第十一号とし、第六条の次に次の四条を加える。

(指定管理者に管理を行わせる場合の使用時間等)

第七条 条例第七条の規定により会館の管理を指定管理者に行わせる場合(以下「指定管理者に管理を行わせる場合」という。)の会館の使用時間及び休館日は、第二条第一項及び第三条第一項の規定にかかわらず、第二項第一項に定める使用時間及び第三条第一項に定める休館日を基準として指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。これらを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者に管理を行わせる場合における第二項第二項並びに第三条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは、「指定管理者」と、第二条第二項及び第三条第二項中「前項に定める」とあるのは、「第七条第一項の規定による」とする。

3 指定管理者は、第一項の規定により使用時間及び休館日を定め、若しくは変更し、又は前項の規定により読み替えて適用される第二項第二項若しくは第三項第二項の規定によりこれらを変更し、若しくは臨時に休館日を設けたときは、その使用時間及び休館日を会館の入口その他公衆の見やすい場所に掲示するほか、必要な周知に努めなければならない。

(指定管理者に管理を行わせる場合の使用の許可の申請等)

第八条 指定管理者に管理を行わせる場合における第四条の規定の適用については、同条第一項中「第二条」とあるのは、「第八条第二項の規定により読み替えて適用される条例第二条」と、「別に定めるところにより、申請書を知事に提出しなければ」とあるのは、「指定管理者の定めるところにより、指定管理者に申請しなければ」と、同条第二項中「知事」とあるのは、「指定管理者」と、「しないものとする」とあるのは、「してはならない」とする。

2 指定管理者は、前項の規定により読み替えて適用される第四条第一項の規定により使用の許可の申請に係る手続を定めたとときは、その周知に努めなければならない。

(利用料金の承認の申請)

第九条 指定管理者は、条例第十一条第一項の規定により利用料金の承認を受けようとするときは、使用の区分及び当該区分ごとの利用料金の額並びにその算定の根拠を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(指定管理者に管理を行わせる場合の図書等の貸出し)

第十条 指定管理者に管理を行わせる場合における第六条の規定

宿泊室		区		分		使用の単位		利用料金の額	
A		B		小学校児童及び中学校生徒		一般		一人二泊につき	
		小学校児童及び中学校生徒						一人で使用する場合 五、五〇〇円	
								二人で使用する場合 五、五〇〇円	
								三人で使用する場合 五、五〇〇円	
								四人で使用する場合 六、五〇〇円	
								一人で使用する場合 一〇、五〇〇円	
								二人で使用する場合 一四、〇〇〇円	
								三人で使用する場合 五、五〇〇円	
								四人で使用する場合 五、五〇〇円	
								四人で使用する場合 五、五〇〇円	

の適用については、同条中「知事」とあるのは「指定管理者」とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、次項及び附則第三項の規定は、公布の日から施行する。
(準備行為)

2 この規則による改正後の秋田県児童会館管理規則(以下「改正後の規則」という。)第七条第一項の規定による使用時間及び休館日の承認並びに改正後の規則第十一条第二項の規定による秋田県児童会館の管理に關し必要な事項の承認に關する手続は、この規則の施行前においても行うことができる。

3 秋田県児童会館条例の一部を改正する条例(平成十九年秋田県条例第五十六号)附則第二項の規定による利用料金の承認の

告 示

申請は、改正後の規則第九条の規定の例により行うものとする。

秋田県告示第三百三十六号

湖沼水質保全特別措置法(昭和五十九年法律第六十一号)第四条第一項の規定により、次のとおり八郎湖に係る湖沼水質保全計画(第一期)を定めたので、同条第七項の規定に基づき、公表する。

平成二十年三月二十五日

秋田県知事 寺 田 典 城

(「次のとおり」は、省略し、生活環境文化部環境あきた創造課八郎湖環境対策室、山本及び秋田地域振興局福祉環境部環境指導課に備え置いて縦覧に供する。)

秋田県告示第三百三十七号

秋田県営観光レクリエーション施設条例(平成四年秋田県条例第三十六号)第十二条第一項の規定により、次のとおり秋田県営観光レクリエーション施設の利用料金を承認したので、同条第三項の規定に基づき、告示する。

承認した秋田県営十和田観光宿泊センターの使用に係る利用料金は、平成二十年四月一日から適用する。

平成二十年三月二十五日

秋田県知事 寺 田 典 城

六 秋田県営十和田観光宿泊センター

(一) 宿泊室の利用料金

(1) トップシーズン

	D		C	
一般	小学校児童及び中学校生徒	一般	小学校児童及び中学校生徒	一般

一人で使用する場合																			
一七、〇〇〇円	五、五〇〇円	五、五〇〇円	五、五〇〇円	五、五〇〇円	五、五〇〇円	一〇、五〇〇円	一、五〇〇円	二、五〇〇円	一三、五〇〇円	二二、〇〇〇円	五、五〇〇円	五、五〇〇円	五、五〇〇円	五、五〇〇円	五、五〇〇円	七、五〇〇円	九、五〇〇円	一一、五〇〇円	二〇、〇〇〇円

特別室	G		F		E		
和室							
小学校児童及び中学校生徒	一般	小学校児童及び中学校生徒	一般	小学校児童及び中学校生徒	一般	小学校児童及び中学校生徒	

三人で使用する場合	二人で使用する場合																		
五、五〇〇円	五、五〇〇円	八、五〇〇円	一、二、五〇〇円	五、五〇〇円	五、五〇〇円	九、五〇〇円	一、三、五〇〇円	五、五〇〇円	五、五〇〇円	六、五〇〇円	九、五〇〇円	一、七、〇〇〇円	五、五〇〇円	五、五〇〇円	五、五〇〇円	一、一、五〇〇円	一、二、五〇〇円	一、三、五〇〇円	一、四、五〇〇円

宿 泊 室		区	備 考	洋 室		
一般	A			一般	小学校児童及び中学校生徒	
小学校児童及び中学校生徒		分	備考 一 この表において「トップシーズン」とは、四月二十六日から五月五日まで、七月二十六日から八月三十日まで及び十月四日から十一月二日までの期間をいう。 二 宿泊室の区分は、次のとおりとする。 (一) 宿泊室A 和室で床面積が三十三平方メートルのものをいう。 (二) 宿泊室B 和室で床面積が四十平方メートルのものをいう。 (三) 宿泊室C 和室で床面積が四十七平方メートルのものをいう。 (四) 宿泊室D 和室で床面積が五十一平方メートルのものをいう。 (五) 宿泊室E 洋室で床面積が三十平方メートルのものをいう。 (六) 宿泊室F 洋室で床面積が四十九平方メートルのものをいう。 (七) 宿泊室G 洋室で床面積が四十六平方メートルのものをいう。	(一) 一般 (二) 小学校児童及び中学校生徒		
一人二泊につき		使用の単位		(一) 一般 (二) 小学校児童及び中学校生徒		
利用料金の額				三 宿泊室を使用する場合において、小学校に入学する前の者が別に宿泊用具を使用するときは、当該者を小学校児童とみなす。 四 この表の額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額を利用料金の額とする。 (2) レギュラーシーズン		
一人で使用する場合	三人、五〇〇円	一人で使用する場合			四人で使用する場合	五、五〇〇円
二人で使用する場合	三、五〇〇円	二人で使用する場合			五人で使用する場合	五、五〇〇円
三人で使用する場合	三、五〇〇円	三人で使用する場合			二人で使用する場合	二四、五〇〇円
四人で使用する場合	三、五〇〇円	四人で使用する場合			三人で使用する場合	二二、五〇〇円
一人で使用する場合	一一、五〇〇円	一人で使用する場合			四人で使用する場合	二〇、五〇〇円
					五人で使用する場合	一八、五〇〇円
					二人で使用する場合	五、五〇〇円
					二人で使用する場合	一九、五〇〇円

C		B	
一般	小学校児童及び中学校生徒	一般	小学校児童及び中学校生徒

四人で使用する場合	三人で使用する場合	二人で使用する場合	一人で使用する場合	五人で使用する場合	四人で使用する場合	三人で使用する場合	二人で使用する場合	一人で使用する場合	四人で使用する場合	三人で使用する場合	二人で使用する場合	一人で使用する場合	四人で使用する場合	三人で使用する場合	二人で使用する場合	一人で使用する場合	四人で使用する場合	三人で使用する場合	二人で使用する場合
八、五〇〇円	九、五〇〇円	一〇、五〇〇円	二〇、〇〇〇円	三、五〇〇円	三、五〇〇円	三、五〇〇円	三、五〇〇円	三、五〇〇円	六、五〇〇円	七、五〇〇円	九、五〇〇円	一二、五〇〇円	三、五〇〇円	三、五〇〇円	三、五〇〇円	三、五〇〇円	四、五〇〇円	六、五〇〇円	八、五〇〇円

F		E		D	
一般	小学校児童及び中学校生徒	一般	小学校児童及び中学校生徒	一般	小学校児童及び中学校生徒

二人で使用する場合	三人で使用する場合	二人で使用する場合	三人で使用する場合	二人で使用する場合	一人で使用する場合	三人で使用する場合	二人で使用する場合	一人で使用する場合	五人で使用する場合	四人で使用する場合	三人で使用する場合	二人で使用する場合	一人で使用する場合	五人で使用する場合	四人で使用する場合	三人で使用する場合	二人で使用する場合	一人で使用する場合	五人で使用する場合	
一、五〇〇円	三、五〇〇円	三、五〇〇円	五、五〇〇円	七、五〇〇円	一〇、五〇〇円	三、五〇〇円	三、五〇〇円	三、五〇〇円	八、五〇〇円	九、五〇〇円	一〇、五〇〇円	一、五〇〇円	一六、〇〇〇円	三、五〇〇円	三、五〇〇円	三、五〇〇円	三、五〇〇円	三、五〇〇円	三、五〇〇円	七、五〇〇円

備考
 一 この表において「レギュラーシーズン」とは、「トップシーズン」以外の期間をいう。
 二 宿泊室の区分は、次のとおりとする。
 (一) 宿泊室A 和室で床面積が三十三平方メートルのものをいう。
 (二) 宿泊室B 和室で床面積が四十平方メートルのものをいう。
 (三) 宿泊室C 和室で床面積が四十七平方メートルのものをいう。

四 宿泊室D 和室で床面積が五十一平方メートルのものをいう。
 (五) 宿泊室E 洋室で床面積が三十平方メートルのものをいう。
 (六) 宿泊室F 洋室で床面積が四十九平方メートルのものをいう。
 (七) 宿泊室G 洋室で床面積が四十六平方メートルのものをいう。

三 宿泊室を使用する場合において、小学校に入学する前の者が別に宿泊用具を使用するときは、当該者を小学校児童とみなす。
 四 この表の額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額を利用料金の額とする。
 (二) 会議室の利用料金

区 分	使用の単位	利用料金の額
	二人で使用する場合	一五、五〇〇円
	二人で使用する場合	三、五〇〇円
	五人で使用する場合	一二、五〇〇円
	四人で使用する場合	一四、五〇〇円
	三人で使用する場合	一六、五〇〇円
	二人で使用する場合	一八、五〇〇円
	五人で使用する場合	三、五〇〇円
	四人で使用する場合	三、五〇〇円
	三人で使用する場合	三、五〇〇円
	二人で使用する場合	三、五〇〇円
	三人で使用する場合	七、五〇〇円
	二人で使用する場合	一〇、五〇〇円
	三人で使用する場合	三、五〇〇円
	二人で使用する場合	三、五〇〇円
	三人で使用する場合	八、五〇〇円

		特別室	G		
		和室			
洋室					
一般	小学校児童及び中学校生徒	一般	小学校児童及び中学校生徒	一般	小学校児童及び中学校生徒
二人で使用する場合	二人で使用する場合	五人で使用する場合	四人で使用する場合	三人で使用する場合	二人で使用する場合
一五、五〇〇円	三、五〇〇円	一二、五〇〇円	一四、五〇〇円	一六、五〇〇円	一八、五〇〇円
三人で使用する場合	二人で使用する場合	五人で使用する場合	四人で使用する場合	三人で使用する場合	二人で使用する場合
三、五〇〇円	三、五〇〇円	三、五〇〇円	三、五〇〇円	三、五〇〇円	三、五〇〇円
七、五〇〇円	一〇、五〇〇円	三、五〇〇円	三、五〇〇円	三、五〇〇円	八、五〇〇円

会議室	
二分の一室一時間につき	一、二五〇円
一室一時間につき	二、五〇〇円

備考

- 一 使用の時間が一時間未満であるとき又はその使用時間に一時間未満の端数があるときは、一時間として計算するものとする。
- 二 この表の額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額を利用料金の額とする。

秋田県告示第百三十八号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定により、次のとおり事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十年三月二十五日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 起業者の名称 湯沢市
- 二 事業の種類 小安峡温泉総合案内拠点施設及び温泉街駐車場施設新築事業
- 三 起業地

- (一) 収用の部分 秋田県湯沢市皆瀬字湯元及び字小湯ノ上土地内
- (二) 使用の部分 なし

事業の認定をした理由
平成二十年二月二十二日付けで湯沢市より申請のあった小安峡温泉総合案内拠点施設及び温泉街駐車場施設新築事業（以下「本件事業」という。）に関する事業認定の理由は、以下のとおりである。

- (一) 土地収用法第二十条第一号の要件への適合性について
本件事業は、自然公園法（昭和三十一年法律第六十一号）以下「法」という。）による公園事業であり、土地収用法第三十条第二十九号に掲げる事業に該当する。
このため、本件事業は、土地収用法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。
- (二) 土地収用法第二十条第二号の要件への適合性について
本件事業は、法第二条第六号の規定による公園事業を法第十條第二項の規定に基づいて執行する事業であることから、湯沢市は本件事業を施行する権能を有すると認められる。
また、湯沢市は平成十九年度一般会計予算において、本件事業に関する必要な財源措置を講じている。

以上により、本件事業は、土地収用法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。

(二) 土地収用法第二十条第三号の要件への適合性について

(1) 得られる公共の利益

本件事業は、湯沢市皆瀬の国道三百九十八号線沿線に延長約一・二キロメートルに渡って位置する小安峡温泉街の二箇所に、総合案内拠点施設及び駐車場施設を設置する事業であり、これにより、優れた自然の保護と利用の増進を図るとともに、利用者の利便性を高め、より多くの観光客の誘致等により地域の活性化を図ろうとするものである。
湯沢市皆瀬地域は、市の中心部から南東に約二十キロの栗駒国定公園の西側山麓に位置し、豊かな自然と温泉や農林産物に恵まれた地域である。
皆瀬地域の観光資源としては、小安峡温泉街を中心に南側にとことん山、小安温泉スキー場、観光物産館、大噴湯などが、また北側には女滝沢自然林、大湯温泉などが連なり、国道三百九十八号線沿線に延長約五・四キロメートルに渡って小安峡温泉地域を形成している。

小安峡温泉地域では、気候的、地形的な要因などにより冬期間の施設の閉鎖や開発の制限がされており、また、近年の観光形態の変化等により、特に宿泊客や温泉街に長い時間逗留する観光客の減少がみられ、地域経済の低迷が続いている。

このため湯沢市では、自然や観光に関する情報や足湯などのサービスを提供するとともに、地域の住民が地元の農産物を販売したり、様々なイベントを開催したりすることができるとして、総合案内拠点施設及び温泉街駐車場施設を整備しようとするものである。

本件事業の完成により、皆瀬地域の優れた自然の保護と利用の増進が図られるとともに、観光客の逗留時間の延長や地元市民との交流などによりにぎわいが創出され、地域の活性化が図られるものと認められる。

以上のとおり、本件事業により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

本件事業は、環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）及び秋田県環境影響評価条例（平成十二年条例第三十七号）による環境影響評価が義務づけられた対象事業には該当せず、また、法第十条第二項及び第十三条の利用制限に抵触していない。
本件事業の工事に当たっては、急傾斜地崩壊による災害

防止対策や騒音・振動・排出ガスを抑制する対策を講ずることとし、周辺の建物や歩行者、自動車などの交通の安全に最大限配慮するものとしている。

以上のことから、自然環境、生活環境に与える影響は少ないものであり、失われる利益は軽微なものと考えられる。

(3) 複数案の検討

本件事業の施行に当たっては、申請案を含めて三箇所の候補地があるが、
ア 周辺の観光地、関係施設との距離や温泉街に占める位置的なバランス
イ 事業費の総合的な経済性
等の基準により比較検討したところ、申請案が優れており、本件事業の起業地は最も適当であると認められる。

(4) 事業計画の合理性

(1)で述べた得られる公共の利益と(2)で述べた失われる利益を比較衡量すると、本件事業の実施により得られる利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、(3)で述べたように、本件事業の起業地は他の候補地と比較して最も適切であると認められる。

以上により、本件事業は、土地収用法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

(四) 土地収用法第二十条第四号の要件への適合性について

(1) 事業を早期に施行する必要性

(三)で述べたように、皆瀬地域では、中心的な観光資源である小安峡温泉街でにぎわいが失われており、できるだけ早期に活性化を図っていく必要がある。

このため、皆瀬地域では、地域集落の役員会と皆瀬観光協会とが合同で地域活性化の方策を協議し、平成十九年二月に「小安峡地域活性化・事業計画」を作成して公表している。

これを受けて湯沢市では、「湯沢市総合振興計画（平成十九年三月策定）」において、皆瀬地域における重点施策事業としてコミュニティ拠点機能を備えた総合案内所の整備を明記するとともに、「小安峡温泉地域整備基本構想重点整備計画」（平成二十年一月策定）に本件事業を具体的プロジェクトとして位置づけている。

よって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件工事に係る起業地の範囲は、総合案内拠点施設では事務室、公衆トイレ、倉庫、展望デッキ、集会場、駐車場、

秋田県内水面漁場管理委員会指示第一号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項及び第三百三十条第四項の規定に基づき、コイ(マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ)の取扱いを次のとおり制限する。

平成二十年三月二十五日

秋田県内水面漁場管理委員会会長 伊藤 彊

一 指示をする区域

県内の公共用水面及びこれと連接一体をなす県内の水面

二 指示の内容

(一) 持ち出しの制限

コイがコイヘルペスウイルス病に罹患したときまたはその疑いがあると認められるときは、当該水域のコイを持ち出しはならない。ただし蔓延防止のため及び公的機関が試験研究ならびに検査に供する場合はこの限りではない。

(二) 移植の制限

コイがコイヘルペスウイルス病に罹患したときまたはその疑いがあると認められるときは、当該水面にコイを移植してはならない。

(三) 放流等の制限

コイを増殖等の目的で放流しようとするときは、その放流しようとするコイが次に掲げる要件のすべてに該当していることを確認しなければならない。

(1) 汚染水域由来でないこと。

(2) 汚染水域由来のコイと水を介しての接点がないこと。

(3) PCR検査で陰性が確認されたコイ群であること。

(四) 遺棄の禁止

生死を問わずコイを投棄、遺棄してはならない。

三 指示をする期間

平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで

正 誤

ページ 段 行 誤 正

平成十九年十二月四日(第千九百三十四号)掲載の秋田県告示第五百七十二号(指定施業要件変更予定通知)

(原稿誤り)

二 上 三十四

寺字滝倉沢(以 寺字滝倉沢・田沢上七字国有林。次 湖生保内(以上三市二町国有林。次の図に示す部分に

二

限る。)

四十

字棚沢・字馬場目沢・字相内沢(以上三字国有林。次

三十六から四十

大館市長走字下内沢・北秋田市森吉字湯ノ沢・北秋田市阿仁戸鳥内字打当沢・山本郡八峰町八森字平沢・藤里町粕毛字鹿瀬内沢・男鹿市北浦安全寺男鹿山・秋田市河辺岩見字岩見山・由利本荘市鳥海町上直根字西ノ又(以上八字国有林。次の図に示す部分に限る。)

中

大館市長走字下内沢・北秋田市阿仁戸鳥内字打当沢・山本郡八峰町八森字平沢・藤里町粕毛字鹿瀬内沢・由利本荘市鳥海町上直根字西ノ又(以上五字国有林。次の図に示す部分に限る。)

下

二十六から二十九

ア 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。字湯ノ沢・字岩見山(以上二字国有林。次の図に示す部分に限る。)

下

三十

ア

三十四

イ

ウ

オ

三十九

エ

イ

ア

三

上

二十二から二十三

仙北市田沢湖生保内・田沢湖瀾字大沢(以上一大字一字数国有林。次の図に示す部分に限る。)

中

五

田沢湖生保内(国国有林。次の図に示す部分に限る。)

田沢湖生保内・字大沢(以上国国有林。次の図に示す部分に限る。)

削除

発行者

秋田県

購読料金

秋田市山王四丁目一番一号
一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話 0862-8766 FAX 0863-0005
E-mail: matsubarara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄